

ソフトバンク「端末機器レンタルに関する契約条項」

ソフトバンク株式会社(以下「当社」)は、以下の条項に従い、当社のオープンデータ通信網サービス(以下「ODNサービス」)の契約者(以下「お客様」)に対して、当社が別に定める端末機器提供事業者(以下「機器提供事業者」)の所有する端末機器(以下「本端末機器」)のレンタルサービスを提供します。

(契約の成立)

第1条 当社とお客様との間の本端末機器レンタルサービス契約の成立は、当社所定の申込用紙、オンラインサインアップ又は電話によるお客様の申込に対し、当社所定の手続きを経たうえでお客様の指定する場所において本端末の利用が可能であると当社が認めた日とします。

(契約内容の変更)

第2条 申込用紙に記載されたお客様の申込内容に変更があるときは、事前に当社所定の書式により当社あて直接通知していただきます。

(契約の解約)

第3条 お客様が本契約を解約する場合は、解約日その他必要事項を当社所定の方法により当社あて届出をし、第4条に従い解約日後速やかに本端末機器を返還するものとします。

2. 対象となるODNサービスの利用に関するお客様と当社との間の契約が解約、解除等により終了した場合(対象外のODNサービスへのプラン変更によりお客様によるODN対象サービスの利用が終了した場合を含みます)、本サービス契約は自動的に終了します。この場合、お客様は第4条に従い対象となるODNサービスの契約が終了となった後速やかに本端末機器を返還するものとします。

3. 当社がやむをえない事由により本契約を解約する場合は、当社所定の書面による通知をしたうえで行うものとし、解約に伴う本端末機器の撤去に要する費用は当社が負担するものとします。

(返還等)

第4条 お客様は本サービス契約がお客様の責に帰すべき事由により本サービスの契約が終了した場合、本端末機器をお客様の費用により現状に復したしたうえで、速やかに返還するものとします。

2. 前項に基づく返還に要する費用は、お客様の負担とします。

3. 本サービス契約の終了後、当社が別に定める期間の契約後もなお本端末機器の返還のない場合、当社は本端末機器の購入代金相当額を請求することができます。なお、当社の責めに帰すべき場合を除き、理由の如何に拘わらず、本端末機器の購入代金相当額の返金は一切行いません。

(契約違反等による解除)

第5条 お客様に次のいずれかに該当する事由が生じたときは、当社は何らの催告なしに、本サービスの契約を解除することができ、また、お客様に対して損害賠償を請求することができるものとします。

(1) 仮差押え、仮処分、差押えの申し立てを受けた時

(2) 公租公課の滞納処分を受けたとき、又は破産、民事再生法手続開始、会社更生法手続開始、

会社整理開始、特別清算開始その他これに準ずる申し立てを受け、若しくは自らこれらの申し立てをしたとき。

(3) 合併によらず解散の決議をしたとき。

(4) 自ら振出または引き受けた手形、小切手について不渡処分を受け、又は支払停止に陥ったとき。

(5) その他試算、信用、支払能力等に重大な変更を生じたとき当社が認めたとき。

2. お客様に対して次の事由が生じたときは、本サービスの契約を解除することができ、また、お客様に対して損害賠償を請求することができるものとします。

(1) 本契約のいずれかに違反したとき。

(2) 料金その他の当社に対する債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。

3. 本条に基づく解除に伴う本端末機器の撤去及び返還に要する費用はお客様の負担とします。

(料金等)

第6条 お客様は、当社に対し別途掲示する本端末機器の使用料をお支払いいただくものとします。なおお客様に通知のうえ、使用料を変更する場合があることを予め承諾していただきます。

2. 日割りを適用するサービスの前項の使用料については、サービスの契約成立日を基準とした一ヶ月単位で計算します。この場合一ヶ月に満たない端数があった場合は日割り計算を行います。

3. 日割りを適用しないサービスについては、サービスの契約成立日の属する月の翌月の初月から発生するものとし、サービスの契約が解約、解除等によりつきの途中で終了した場合であっても、その全額を請求するものとします。但し、本サービス契約の成立日の属する月と、本サービス契約が終了した日の属する月が同一の月の場合は、一ヶ月分の利用料の支払を要するものとします。

4. 次の各号の一に該当する場合は、前項但書は適用されないものとします。

(1) 当社の責に帰すべき事由により対象サービスの利用に関するお客様と当社の契約が終了したため、第3条2項に基づき本サービス契約が終了したとき。

(2) 第3条3項に基づき本サービス契約を解約したとき。

(本端末装置の設置及び撤去)

第7条 本端末機器の設置、移設、撤去についてはお客様の費用により、お客様または当社が行います。

2. お客様の通信設備、コンピュータ等と本端末機器を接続する為に必要な物品等がある場合は、お客様の費用と責任でこれを準備するものとします。

3. お客様が前項の物品等を準備していないこと等により本端末機器を利用できない場合であっても、お客様は本サービスの利用料を支払わなければならないものとします。

(支払方法)

第8条 本端末機器の設置、移設、撤去及び保守に要する費用等であって、本契約に基づきお客様に負担していただく費用等は、お客様が別に当社とご契約のODNサービスの支払い方法に準じて、お支払いいただきます。

(責任の制限)

第9条 天災その他の不可抗力を除き本端末機器もしくは付属品の自然消耗又は当社の責に帰すべき事由により本端末機器に障害が発生し、その通常の使用ができなくなったときは、当社

は当社の費用負担でその修復に努めるものとします。

2. 前項以外の事由により本端末機器に障害が発生しその通常の使用ができなくなったときは、お客様に費用負担で当社はその修復に努めるものとします。
3. 当社は、本端末機器の使用障害が発生した場合、前各項に定める修復に努めます。
4. 当社は、本端末機器の保守点検、修理又は復旧の工事に当たって本端末機器が接続される通信機器を試験的に利用したり、お客様の土地建物その他工作物に損害を与えた場合、それがやむをえない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。
5. 本契約に基づき当社が損害賠償責任を負う場合のその責任の限度額は20万円とします。但し、当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。
6. お客様による本端末機器の使用又は管理に起因して発生したいかなる損害についても当社は当社に故意または重大な過失のない限り何人に対しても責任を負わず、お客様がその責任においてこれを処理、解決するものとします。

(通信機器の機能中断)

第10条 当社は、本端末機器の保守、点検、修理、撤去等のため工事上やむをえないときは、お客様の構内に設置されている通信機器の機能の全部又は一部を一時的に中断することがあります。

(お客様からの電気の提供)

第11条 本端末機器に必要な電源及び電気は、お客様から提供していただくこととします。

(設置場所への立ち入り等)

第12条 当社は、本端末機器の目的とする機能を維持、拡張する上で必要があると認めるときは、あらかじめお客様に連絡の上、随時設置場所に立ち入ることができるものとします。

(端末機器の保管・使用)

- 第13条 お客様には当社の指示及び取扱説明書、本契約条項の各条項にしたがって本端末機器を取扱っていただきます。
2. お客様には、善良なる管理者の注意をもって本端末機器を使用管理するものとし、本端末機器の譲渡、転貸、改造、申込設置場所以外への移動及び申込回線以外への移設をしないものとします。また、対象サービスの利用以外の目的に本端末機器を使用してはならないものとします。
 3. お客様は、本端末機器に添付された調整済みの標識等を除去、汚損しないものとします。
 4. お客様が、自己の責に帰すべき事由により本端末機器を滅失(修理不能、所有権侵害を含む)又は毀損したときは、直ちにその旨を当社に通知し、当社の指示に従い代替端末機器の購入代金又は本端末機器の修理代をお支払いいただくものとします。

第14条 当社は本端末機器の発送、在庫管理および使用料、第4条に既定する購入代金相当額のお客様への請求、収納または督促等の業務を機器提供事業者又は当社の指定する第三者に委託する場合があります。

第15条 当社は前項の業務委託に伴い、機器提供事業者又は当社の指定する第三者に委託業務上必要な顧客情報を開示する場合があります。

(裁判管轄権)

第16条 本契約に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とします。

(ODN約款の適用)

第17条 本契約に定めのない事項については、ODN約款の定める関連条項を適用することとします。

以上

附則

(実施期日)

本規約は、2015年7月1日より施行されます。

2015年7月1日改定

(実施期日)

本規約は、2015年4月1日より施行されます。

2015年4月1日改定

(実施期日)

本規約は、2006年10月1日より施行されます。

2006年10月1日改定

2003年8月1日制定